

民間空き家対策東京モデル支援事業 質問事項に対する回答(全般に係るもの)

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	全般	全般	1社で複数の事業へ提案をすることは可能か。	1社で複数の事業へ応募することは可能です。 ただし、同一の取組内容で複数の事業に応募することは不可とします。
2	全般	全般	1社で1つの事業に複数案を提案することは可能か。	1社で1つの事業に複数案を提案することは可能です。 ただし、以下の点を条件とします。 ・それぞれの取組内容が重複しない、別の内容であること ・仮に複数案が採択された場合、それぞれの取組を当初の提案どおり円滑に実施できること
3	全般	全般	応募するには、事前に応募受付予約が必要か。 もし必要ならば、応募受付予約期間に提出する書類は、どこまで提出する必要があるか。	応募書類を郵送でご提出される場合は、応募受付予約は不要です。 都庁にご持参される場合は、来庁される日時(応募受付期間内のどこか)を電話でご連絡いただき、予約をお願いします。予約時点では書類のご提出は不要です。

民間空き家対策東京モデル支援事業(東京ささエール住宅への改修) 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 p3	耐震改修工事について	築年数が不明、完了検査済証が無いような物件で、耐震性能を確認する書類が無い。計画において、耐震補強を実施する予定であるが、応募するまでにインスペクション等を行うことが出来ない場合、どのように対応すればよいか。	応募時点で耐震性能が法に適合していない場合(適合しているか不明の場合も含む)でも、補助を受けて工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)もしくは耐震改修工事(又はその両方)を実施し、法に適合する場合は補助事業の対象となります。
2	募集要項 p3	要件について	未接道で再建築不可の建築物の場合	現状のままであれば、建築基準法に適合していないため、応募することはできません。しかし、事業計画において、工事が完了した時点で建築基準法その他の関係法令に適合する場合は、補助事業の対象となります。